

無配当傷害特約目次

この特約の特色	312	11 復旧について	
1 保障の開始について		第20条 特約の復旧	321
第1条 特約の責任開始の時	312	12 解約等について	
2 被保険者および特約の型について		第21条 特約の解約	321
第2条 この特約の被保険者および特約の型	312	第22条 特約の消滅	321
3 保険金等の支払いについて		第23条 返戻金	321
第3条 保険金・給付金の支払い	312	13 被保険者の変更について	
第4条 免責事由	314	第24条 特約の被保険者の変更	322
4 保険金等の支払請求手続について		14 その他	
第5条 保険金・給付金の支払請求手続	314	第25条 社員配当金	322
5 保険料の払込免除について		第26条 契約内容の登録	322
第6条 特約の保険料の払込免除	315	第27条 管轄裁判所	323
6 保険期間および保険料払込期間について		第28条 普通保険約款の規定の準用	323
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	315	15 特則について	
7 保険料の払込みについて		第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約または5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則	323
第8条 特約の保険料の払込み	315	第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	323
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	316	第31条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	323
第10条 特約の保険料の振替貸付	316	第32条 主契約が更新または変更される場合の特則	323
8 失効と復活について		第33条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則	324
第11条 特約の失効	316	第34条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	324
第12条 特約の復活	316	第35条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	325
9 告知義務と解除について		第36条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約が付加されていない場合の特則	325
第13条 告知義務	317	第37条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則	326
第14条 告知義務違反による解除	317		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	317		
第16条 重大事由による解除	318		
10 内容の変更および更新について			
第17条 特約の更新	318		
第18条 災害保険金額の増額	320		
第19条 災害保険金額の減額	320		
別表1 対象となる不慮の事故	328		
別表2 給付割合表	329		
別表3 身体の同一部位	331		
別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類	331		
別表5 感染症	332		

無配当傷害特約

(実施 平8.10.2 /改正 平22.4.2)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または不慮の事故による所定の身体障害の状態に対する保障
保険金等の種類	(1) 災害保険金 (2) 障害給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 保険金等の支払いについて

第3条 保険金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表5★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に給付割合表（別表2★）に定めるいずれかの身体障害の状態になったとき	(1) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の1種目のみに該当するとき 災害保険金額に給付割合表（別表2★）のその該当する種目に対応する給付割合を乗じた金額 (2) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の2種目以上に該当するとき その該当する各種目*2ごとに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額	主契約の高度障害保険金受取人

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 その該当する各種目

身体の同一部位（別表3★）に生じた2種目以上の障害については、その最も上位の種目のみとします。

*3 すでにあった身体障害

「この特約の責任開始の時*1前に生じていた身体障害」および「この特約の責任開始の時*1前の原因によりこの特約の責任開始の時*1以後に生じた身体障害」を含みます。

特約

無配当傷害特約

2. 保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 災害保険金について

項目	内容
災害保険金を支払う場合で、その災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金をすでに支払っているか、または支払請求があるもまだ支払っていないとき	災害保険金額にその該当する給付割合（別表2★）を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引きます。

(2) 障害給付金について

項目	内容
① すでに給付割合表（別表2★）に該当する身体障害が生じていた場合で、それと同一部位（別表3★）に新たに身体障害が生じたとき	次のア. の給付割合からイ. の給付割合を差し引いた割合を給付割合として、障害給付金の金額を算定します。 ア. すでにあった身体障害*3を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合 イ. すでにあった身体障害*3の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
② 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「給付割合表（別表2★）に定める身体障害の状態のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、障害給付金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に障害給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第32条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、その原因となった不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

項目	内容
③ 障害給付金の支払限度	給付割合を通算して10割とします。
④ 災害保険金を支払ったとき	その後に災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金の支払請求を受けても、その障害給付金は支払いません。
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.328参照）、別表2（P.329参照）、別表3（P.331参照）、別表5（P.332参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金または給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金等を支払わない場合）	
災害保険金・障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(9) 地震、噴火または津波
(10) 戦争その他の変乱	

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 災害保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 保険金等の支払請求手続について

第5条 保険金・給付金の支払請求手続

1. 保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表

- 4★) をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この特約が次の契約形態の場合で、保険金もしくは給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金または障害給付金の受取人は、保険金または給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金または障害給付金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金または給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.331参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険証券に裏書します。
- 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納また

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3. において「当該団体」といいます。

は予納する場合も同様とします。

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替により払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2.の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8 失効と復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第8条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2.において「払込期間満了後保険料」といいます。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取る目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(3)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

*1 保険金

この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

第17条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

*2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	<p>① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。</p> <p>② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。</p>
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	<p>① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。</p> <p>ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。</p> <p>② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。</p> <p>ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。</p> <p>（ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。</p> <p>（イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. (1)～②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。</p> <p>（ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。</p> <p>（イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替により払い込むことができます。</p> <p>④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。</p>

項目	内容
(3) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. - (2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 保険金・給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものと取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1) - ②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5) - ①に準じて継続したものと取り扱います。

第18条 災害保険金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|---|
| (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。 |
| (2) 災害保険金額が増額された旨を保険証券に裏書します。 |

第19条 災害保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
- (2) 災害保険金額が減額された旨を保険証券に裏書します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.115参照）。

11 復旧について

第20条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険証券に裏書します。

12 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険証券に裏書します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.115参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の障害給付金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による障害給付金の支払割合が通算して10割となったとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

第22条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- ② 解除または解約（第21条）されたとき
- ③ 第22条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき

- (2) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (3) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知します。

13 被保険者の変更について

第24条 特約の被保険者の変更

- 1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者の変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者の変更されたものとします。
- 2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者の変更された旨を保険証券に裏書します。

14 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 契約内容の登録

- 1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 死亡保険金の金額
- (3) 契約成立日*1
- (4) 当会社名

- 2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日*1から5年*2以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
- 4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の3. によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。
- 5. 各生命保険会社等は、契約成立日*6から5年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いませぬ。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しませぬ。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または

第26条 補足説明

*1 契約成立日

復活（第12条）または復旧（第20条）が行われたときは、最終の復活または復旧の日とします。

*2 契約成立日から5年

契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

*3 死亡保険金

災害死亡保険金を含みます。

*4 申込み

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

*5 承諾

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

*6 契約成立日

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

*7 契約成立日から5年

契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9. この特約が5年ごと利差配当付普通定期保険契約に付加されている場合で、主契約の保険金額の増額が行われたときは、この特約の契約内容の登録については、本条の2.の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額日から5年*8間を登録の期間とします。
10. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第27条 管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約または5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約または5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1.中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2.-(2)-⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (5) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第31条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第32条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

第26条 補足説明

* 8 主契約の保険金額の増額日から5年

主契約の保険金額の増額日において被保険者が満15歳未満の場合には、主契約の保険金額の増額日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第31条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 保険金・給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第33条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行される場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約に規定する第1回金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第34条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、こ

第34条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約

の特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、保険金および給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものと取り扱います。
- (注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第35条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第36条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 被保険者が給付割合表（別表2★）に定める第1級の身体障害の状態に該当したことにより障害給付金を請求する際に、障害給付金の受取人が被保険者の場合で、障害給付金の受取人が障害給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が障害給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人または死亡年金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する主契約の死亡保険金受取人または死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人または死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が障害給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が障害給付金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 保険金または給付金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表2 (P.329参照)、別表4 (P.331参照)

第37条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約の場合で、更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。
2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の保険金または給付金の支払いに関して、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。
- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
- ② 「災害保険金額」とあるのをすべて「災害保険金額×0.6」と読み替えます。
- ③ 「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害保険金受取人」と読み替えます。ただし、主契約が5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約の場合には、「主契約の死亡年金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。

- (2) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ② (4)から(8)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)および(2)のとおり変更を取り扱います。

第36条 補足説明

- *1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第37条 補足説明

- *1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。
- (2) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 保険料払込期間中であつては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約が次のいずれかに該当するときは、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
ア. この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるとき
イ. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- ④ この特約の型が変更された旨を保険証券に裏書します。

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の被保険者が死亡したことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約による保険金および給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
- (3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 付加後の特約の災害保険金額がこの特約の災害保険金額の6割以下であること

5. 更新前特約の規定によるこの特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があつたときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。
6. 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤、第6条（特約の保険料の払込免除）および第22条（特約の消滅）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（保険金・給付金の支払請求手続）の2. および3. については、必要書類（別表4★）を次の(1)および(2)のとおり読み替えて準用します。
 - (1) 「1. 災害保険金の支払い」の必要書類を次のとおり読み替えます。

- (1) 災害保険金支払請求書
- (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
- (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書
- (4) 主契約の被保険者の戸籍謄本および災害保険金の受取人の戸籍抄本
- (5) 災害保険金の受取人の印鑑証明書
- (6) 保険証券または年金証書
- (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類

- (2) 「2. 障害給付金の支払い」の必要書類中、「(4)障害給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(4)主契約の被保険者の戸籍謄本および障害給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えます。

★別表4（P.331参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800 ~ E 807
2. 自動車交通事故	E 810 ~ E 819
3. 自動車非交通事故	E 820 ~ E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826 ~ E 829
5. 水上交通機関事故	E 830 ~ E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840 ~ E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846 ~ E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850 ~ E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860 ~ E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870 ~ E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878 ~ E 879
12. 不慮の墜落	E 880 ~ E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890 ~ E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900 ~ E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910 ~ E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916 ~ E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930 ~ E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ~ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ~ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ~ E 999

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの(注3) 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(注4) 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注1) 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの(注7(1)) 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの(注7(1)) 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの(注7(1)) 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(注7(1))	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの(注7(1)) 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(注9) 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(注5)	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの(注3) 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注7) 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注7) 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの(注9(1)(2)) 16. 10足指を失ったもの(注10(1)) 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(注8(1)(2))	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの(注3(3)) 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの(注4(2)(4)) 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの(注2) 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの(注7(2)) 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの(注7(2)) 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの(注9(1)(2)) 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの(注9(1)(3)) 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの(注10(2)) 27. 1足の5足指を失ったもの(注10(1))	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(注7(3)) 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(注7(3)) 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの(注9(1)(2)) 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの(注9(1)(3)) 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの(注10(2)) 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの(注5(1)(3)) 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの(注5(1)(2)) 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの(注6) 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの(注8(3))	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(注7(3)) 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(注7(3)) 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの(注9(1)(3)) 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの(注9(1)(2)) 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの(注10(1)) 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの(注10(2))	1割

特約

無配当傷害特約

別表

注

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が70デシベル以上（40cmを超えると話言葉を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、関節に付随した筋力に障害がある場合には、関節の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

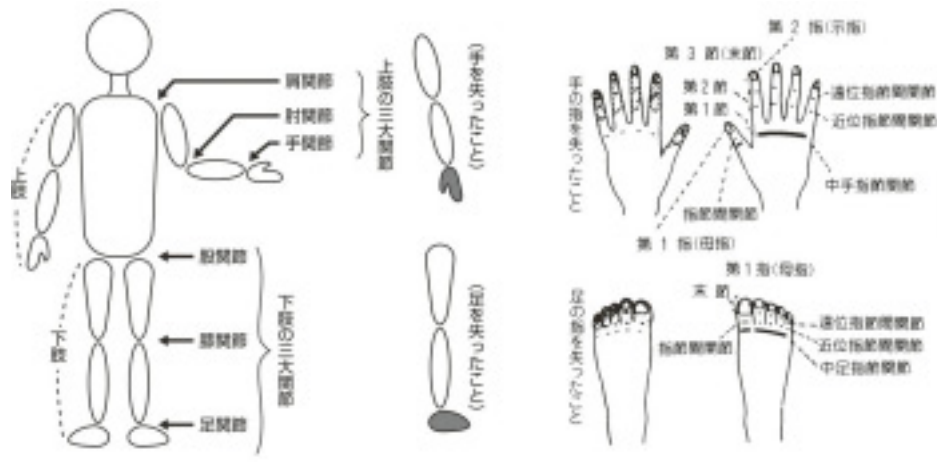
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

傷害の図解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) [別表2] の第1級の4.、5.、6. もしくは7.、第2級の8.、9. もしくは10.、第3級の16. または第4級の26. の障害に該当するときは、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 災害保険金の支払い	死亡保険金、死亡年金または死亡給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
2. 障害給付金の支払い	(1) 障害給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 障害給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 障害給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券または年金証書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	